

国際最低課税額に係る申告書における CSV ファイルの作成について

「各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書」の別表二十各付表について、e-Tax で提出する場合には CSV ファイルを作成し提出する必要があります。当該 CSV ファイルは、表計算ソフト（Microsoft の Excel 2019 等）の「国際最低課税額確定申告書等に係る申告データ (CSV) 作成ツール」（以下「作成ツール」と言います。）を利用して作成することができます。

ここでは、作成ツールを利用して CSV ファイルを作成する方法を紹介します。

1 作成ツールのダウンロードについて

[こちら](#)のホームページに掲載されている作成ツールを、任意の場所に保存します。

2 データの入力及び保存について

保存した作成ツールを開き、各入力シートにデータを入力してください。入力方法や CSV ファイルの保存方法等については、[こちら](#)の『「国際最低課税額確定申告書等に係る申告データ (CSV) 作成ツール」の使用マニュアル』を参照してください。

なお、入力したデータ、CSV ファイル及び別表二十各付表の対応関係については、下記 4 を参照してください。

3 作成ツールで作成したデータと別表二十各付表との対応関係

作成ツールで入力する入力シート、出力された CSV ファイル及び別表二十各付表（例：別表二十付表一）の対応関係は、以下の図のとおりです。

(1) 入力シート

別表二十 各対象会計年度の国際最低課税額
ver 1.00

法人名	国税商事㈱	
対象会計年度	自 R6.04.01 至 R7.03.31	半角 4 文字 / 2 文字 / 2 文字 西暦で入力
通貨	米ドル	全角 20 文字以内
枝番		

入力シート一覧

シート名	操作
------	----

国際最低課税額の計算に関する明細書									
								国際最低課税額(⑧の計)	13000
								(円)	1950000
No.	会社等の区分、恒久的施設等の区分・非該当	構成会社等又は共同支配会社等の名称	所在地国名	(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」)又は(別表二十付表三「16」+「11」)、(別表二十付表四「29」)	帰属割合	(3) × (4)	(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	(5) - (6)	(7) + (別表二十付表四「13」)
	1	2	3	4	5	6	7	8	
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9
11	2	3	4	5	6	7	8	9	10
12	3	4	5	6	7	8	9	10	11
13	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(2) CSV ファイル

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	ファイル名 バージョン											
2	fuhyo1 1											
3	対象会計: 対象会計年: 法人名 使用通貨 国際最低 国際最低課税額(円貨)											
4	2024/4/1 2025/3/31 国税商事 ミドル 13000 1950000											
5	No. 会社等の区構成会社 所在地(別表二十 帰属割合 (3)×(4) (5)のうち(5)-(6) (7)+(別表二十付表四「13」)											
6	1	CE(PE除く)	会社A	A国	1000	60	600	300	300	500		
7	2	CE(PE除く)	会社B	B国	2000	70	1400	200	1200	1500		
8	3	CE(PE)	会社C	C国	3000	80	2400	1400	900	1000		
9	4	JV(PE除く)	会社D	D国	4000	50	2000	1000	1000	1000		

(3) 別表二十付表一

国際最低課税額の計算に関する明細書										対 象 計 算 年 度	R06. 04. 01 R07. 03. 31	法 人 名	国 税 局 番 号
構 成 会 社 等 (恒 久 的 建 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。)													
構 成 会 社 等 の 名 称	1	会社A	会社B	会社C									
所 在 地 国	2	A国	B国	C国									
(別表二十付表二「10」, 「27」又は「78」+「80」) 又は「別表二十付表五「79」+「11」, 「18」又は「25」+「29」)	3	1,000	2,000	3,000									
帰 属 割 合	4	60%	70%	80%									
(3)×(4)	5	600	1,400	2,400									
(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	6	300	200	3,000									
(5)-(6)	7	300	1,200	2,400									
(7)+(別表二十付表四「13」)	8	500	1,500	2,500									
構 成 会 社 等 の う ち 恒 久 的 建 設 等 に 該 当 す る も の													
構 成 会 社 等 の 名 称	9	会社A	会社B	会社C									
所 在 地 国	10	A国	B国	C国									
(別表二十付表二「10」, 「27」又は「78」+「80」) 又は「別表二十付表五「79」+「11」, 「18」又は「25」+「29」)	11	3,000	7,000	10,000									
帰 属 割 合	12	90%	100%	100%									
(11)×(12)	13	2,700	7,000	10,000									
(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	14	1,400	3,000	3,000									
(13)-(14)	15	900	4,000	7,000									
(15)+(別表二十付表四「13」)	16	1,000	5,000	10,000									

4 注意事項

CSV ファイルを作成ツールにより作成する方法以外の方法により作成する場合には、[こちら](#)で公開している CSV ファイルの仕様を確認し、当該仕様のとおりに作成してください。